

支部ニュース

2014年2月 No.483

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0002 文京区小石川 2-3-28-201
Tel03-3814-3971 Fax03-3814-2623 郵便振替 00130-6-87399

- 秘密保護法成立 —これからどうする—.....本田伊孝
- 「憲法と特定秘密保護法」学習会の報告.....鶴見祐策
- 新外交イニシアティブ (ND/New Diplomacy Initiative) 設立 Vol.2
—1月10日名護シンポは1200名の参加で大成功でした。—.....田場暁生
- 都政にたいして
 - ※都政に望むこと.....新庄 聖
 - ※「外環の2」訴訟～住民を無視して計画を強引に進める東京都～.....久保田明人
 - ※ぜん息患者の医療費救済制度の打ち切りは許さない.....大江京子
 - ※スーパー堤防事業に対するスーパー無駄な補助金支出.....杉田敬光
 - ※「ブラック企業撲滅めざして都政に望むこと」.....竹村和也
- 新人紹介.....佐藤 宙
- 幹事会議事録
- 日誌



秘密保護法成立

—これからどうする—

東京法律事務所 本田 伊孝

昨年12月6日、秘密保護法が成立した。世論を踏みにじっての強行採決だった。年明けには通常国会が開催し、特定秘密の指定に関する基準について意見を述べる第三者委員会・情報保全有識者会議が発足した。民主党など野党は秘密保護法廃止法案の提出準備に取り掛かっている。

秘密保護法が成立した後でも、通常国会開催に合わせ国会周辺を包囲する3000人による人間の鎖が行われ、各地・各団体での「秘密保護法反対」の運動は継続されている。

だからこそ、今、運動の力点をどこに置くべきかを考えるタイミングだと思う。運動の力点を決めるには、秘密保護法をなぜ制定したのか、安倍首相は政策を進めるために、如何にして世論誘導を図ろうとしているか、そうした分析が不可欠だ。

思えば、昨年10月に秘密保護法案の全容が発表され、廃案に向けて躍起になっていた中で、軍事戦略の司令塔となる国家安全保障会議設置法が、これに反対する運動が行われることもなく、成立した。

安倍首相は集団的自衛権の行使を容認する解釈・立法、憲法改正を進めようとしている。昨年末、集団的自衛権の行使による安全保障戦略＝「積極的平和主義」を理念する国家安全保障戦略、防衛大綱が発表された。4月には集団的自衛権行使を容認する政府見解への変更が日程にあげられている。

この先、集団的自衛権行使を容認する政策が進められていくことは目に見えている。私は秘密保護法が「戦争遂行準備立法」である以上、本丸である集団的自衛権行使を容認する政府見解への歯止めになる運動に力点を置くべきだと考える。

護憲団体が秘密保護法廃止の一点だけで、運動を絞り込んでしまうと、集団的自衛権行使を容認する政府見解への批判・運動への力点が弱まってしまわないか。

それでは、本末転倒だ。—これからどうする—そんな思いを巡らせながら、運動の力点をどこに置くべきかを考えていきたい。



「憲法と特定秘密保護法」学習会の報告

第一法律事務所 鶴見 祐策

本年1月24日に東京税制新人会が開催する「新年学習会」に呼ばれて「憲法と特定秘密保護法」との演題で2時間の講演をさせてもらった。参加者は新人会に所属の税理士と試験合格者の若い人も含めた50名ほどであった。

特定秘密保護法の内容と問題点を中心となるが、戦前の軍機保護法下の言論弾圧の実例として「ある北大生の受難」（上田誠吉著・朝日新聞社）からの引用がたいへん役立った。

戦時中に私自身が体験した事実と敗戦後における秘密法制発動の実例、政治権力による弾圧や謀略の諸事件さらに「戦後の特高官僚」（柳河瀬精著・日本機関誌出版センター）を参考に、戦前の特高・内務官僚から今に至る反動勢力の系譜にも触れながら、この法律の狙いと本質が特定の公務員に対する規制というよりも、国民全体に向けられた言論弾圧とマインドコントロールの利器にほかならないことについて語る事ができたと思う。

罰則に関しては、重罰化と「共謀」「教唆」「扇動」の刑罰法規としての特異性、スパイの介在を必然化させる「自首減免」規定の危険性など、謀略の歴史と実例を交えながら伝えるように努めた。そして廃案に追い込んだ国家秘密法の闘いの経験にも言及しつつ、この法律の具体的な発動を許さず、「廃止」に追い込むための国民的な運動強化の必要性を強調した。

講演後の意見交換でも問題の本質を突いた発言がいくつかなされ、全体の理解が深められた。折からの都知事選をも視野におさめながら、憲法改悪に突き進む安倍政権の暴走を許さない闘いの重要性について、全体で改めて互いに確認しあう学習会とすることができたように思う。

参考までレジュメは次のとおり。

- 1 特定秘密保護法の成立
- 2 国家秘密法反対闘争の経験
- 3 国家主義・ファシズムを志向する危険な策動
- 4 ナチズムへの異常な親和感
- 5 「軍機保護法」「国防保安法」の爪痕
 - (1) 戦時中の思い出
 - (2) 上田誠吉著「ある北大生の受難」
 - (3) 戦争が終わって分かったこと
 - (4) 戦後における秘密法適用の事例
- 6 特定秘密保護法の構造と問題点
 - (1) 全体の構造と条項
 - (2) 指定の対象とされる「特定秘密」
 - (3) 秘密指定の有効期間
 - (4) 特定秘密の保護と秘密に関わる者

(5) 特定秘密の提供

- (イ) 行政機関から他の行政機関に提供（6条）
- (ロ) 警察庁から都道府県警察（7条）
- (ハ) 行政機関から適合事業者（8条）
- (ニ) 行政機関から外国政府、国際機関（9条）
- (ホ) 行政機関から国会、その他（10条1項）
- (ヘ) 警察本部長から国会、その他（10条2項）
- (ト) 適合事業者から行政機関その他（10条3項）

提供の条件として

- ① 議院又は各議院の委員会もしくは参議院の調査会の審査又は調査であること
- ② 院及び委員会が秘密会であること
- ③ 定秘密の利用又は知る者の範囲が制限されていること
- ④ 該業務以外に特定秘密が利用されないようその他の特定秘密を保護するための政令上の措置が講じられていること
- ⑤ 我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないこと

7 特定秘密の取扱者

- (1) 適性評価の対象者
- (2) 適性評価の方法
- (3) 結果の通知その他

8 指定等の運用基準

9 漏えい防止のため関係機関との相互協力

10 政令への委任

11 解釈適用上の配慮

12 罰則が適用される行為と法定刑

(イ) 取扱い業務者・知得者による漏えい

22条1項 特定秘密取扱い従事者による漏えい

10年以下の懲役、情状により懲役及び1000万円以下の罰金

22条2項 期間延長の承認を得るため内閣に提供した場合、外国政府等に提供した場合、国会、裁判所等に提供した場合、これを漏えいしたときは、5年以下の懲役、情状により懲役及び500万円以下の罰金

22条3項 未遂を処罰

過失漏えいの処罰

22条4項 2年以下の禁固又は50万円以下の罰金

22条5項 1年以下の禁固又は30万円以下の罰金

(ロ) 特定秘密を保有する者の管理を害する方法による取得者の処罰

23条1項 管理を害する行為（欺き、暴行、脅迫、窃取、損壊、侵入、通信傍受、不正アクセス、その他）により特定秘密を取得した者

10年以下の懲役、情状により懲役及び1000万円以下の罰金

- 23条2項 未遂を処罰
- 23条3項 刑法その他の適用もあり。併合罪。
- (ハ) 共謀、教唆、扇動の処罰、
- 24条1項 22条1項の漏えい又は23条1項の管理を害する行為の遂行を共謀、教唆又は扇動した者
5年以下の懲役
- 24条2項 22条2項の漏えい又は23条2項の管理を害する行為の遂行を共謀、教唆又は扇動した者
3年以下の懲役
- (ニ) 自首の刑の軽減又は免除
- 25条 未遂の罪又は共謀者が自首したときは刑を軽減又は免除
- 13 罰則諸規定の問題点
- (1) 構成要件不明確（罪刑法定主義違反）
- (2) 極端な重罰化と言論・知る権利への弾圧法規
- (3) 共謀・教唆・扇動罪の導入とスパイ工作の必然性
- (4) 「ヘイマーケット事件」の教訓
- (5) 「菅生事件」の教訓
- 14 むすび
- (1) 国民の全体に向けられた弾圧法規
- (2) 戦前への回帰を目指す稀代の悪法
- (3) 憲法改悪を許さない「権利のための闘い」



新外交イニシアティブ

(ND/New Diplomacy Initiative) 設立 Vol.2

—1月10日名護シンポは1200名の参加で大成功でした。—

城北法律事務所 田場暁生

10月号のVol.1に「たぶん次号に続く」と書きましたが、予想どおり（笑）次号には続きませんでした。今回は10月号の予告どおり、日米関係について報道・論じられる際の「米国」とは何か、という問題について鳩山政権時代の普天間基地問題と関連して書・・・くつもりだったのですが、名護市長選告示直前に名護市でシンポを行ったのでそれについて書きたいと思います。

1月10日、名護市でND主催のシンポ「普天間基地返還と辺野古移設を改めて考える」を開催しました。柳澤



協二ND理事（元内閣官房副長官補・元防衛庁官房長）の基調講演、柳澤氏、稲嶺名護市長、元自民党沖縄県本部顧問で元沖縄県議会議長の仲里氏、前琉球新報論説委員長の前泊氏らによるパネルディスカッションを行いました（コーディネーターはND事務局長の猿田佐世弁護士）。12月27日の仲井眞知事による辺野古埋め立て承認を受けてのシンポということもあり、約1200名の参加を得、立ち見も出る盛況でした。知事の承認後急遽開催を決めたためわずか2週間しか準備期間がなく、年末年始はふつとびましたが、充実したシンポになりました（沖縄の団員の方も多数参加していただきました）。

シンポでは、抑止力論、交付金や日米地位協定の問題、辺野古移設に関する名護市長の法的権限等多角的な論点について議論をしました。ここでは、政府で安全保障政策を担当していた防衛省出身の柳澤氏が、「抑止力維持のために沖縄に海兵隊が必要である」とする日本政府の主張は軍事的合理性を有しない、と指摘していたことを中心にご紹介したいと思います。

柳澤氏は、2010年以降アメリカの戦略は、アジアは重視するが兵力は集中しないというものであり、沖縄への米軍基地の集中はアメリカにとっても合理的でないという状況が現れている、この十数年の間にアメリカの軍事戦略は変化しているにもかかわらず、日本政府は抑止力として米軍基地が重要だ、との説明のみしかしていない、と述べました。また、「脅威があるから抑止力が必要」という従来の考え方は、冷戦後の今もはや成り立たない、抑止というのは正面衝突を避けるためにお互いブレーキを踏むという論理であるが、現代において国家間などにおいて摩擦はあるものの、相手を滅ぼさなければ自分の存在が脅かされる、というような脅威はもうほとんどない、と論じました。そして、少なくとも米中の間にそのような関係はなく、アメリカが海兵隊を中国との間に投入するということはありません、と指摘しました。

さらに、在沖海兵隊は中国の短距離ミサイルの射程内に入っており、中国に近すぎて中国に対する抑

止力とはならない、アメリカの当局者は沖縄の海兵隊は中国のミサイル3発で全滅するという認識を持っており、米軍はむしろ、グアムやダーウィンなどその射程外に出ようとしている、と述べました。加えて、県外移設の軍事的条件は既にある、県民の利益のためにそれを実現するのが政治の役割であると語った上で、普天間ならダメだけど辺野古ならいいのか。より抵抗が少ないところ、より人が少ないところにやっかいな問題を集中させるサイクルを止めない限り、沖縄は基地の中で暮らしていかなければならない矛盾から抜け出せない、と指摘しました。

普天間基地の移設先について「軍事的には沖縄でなくともよい」が「政治的に沖縄」と森本敏前防衛大臣が述べたことはご存知の方も多いと思います。「政治的に沖縄」とは本土ではどこも受け入れないから、ということです。シンポでは、マイク・モチヅキ ND 理事（ジョージ・ワシントン大学教授）もワシントン DC からのビデオ・メッセージで、「米軍にとってこれから、アジア太平洋地域における安全保障の責任遂行という観点から、埋め立てによるV字型の航空基地はますます必要ないと見なされるようになる。」「長期的には、海兵隊員のほとんどはグアム、ハワイ、米国本土といった場所に配備されていくことになる。そこから沖縄やアジア太平洋地域の他の戦略的地点に行けばいいため、沖縄に本格的な恒久基地を置く必要はない」と指摘しています。アメリカの戦略などを検討・理解すればこのような指摘は驚くべきことではありません。だからこそ、アメリカでも連邦議会有力者などから辺野古移設にこだわらない発言が相次いでいるのです。問題は、合理性のない「抑止力論」に固執する日本政府・与党など（そしてそれを支持する本土の国民）です。

仲井眞知事の承認に対する怒りからでしょうか、「知事を追い込んだ」日本政府に対する憤りからでしょうか、名護市長選直前というタイミングもあいまって、登壇者から「こんなに参加者の熱気に圧倒されたシンポは初めてだ」との感想もありました。

Vol.3を(遠くない将来に・・)書きたいと思います。



都政を変えたい！私たちの主張

都政に望むこと

城北法律事務所 事務局 新庄 聖

国政に対する意見や要望は、消費税増税やめろとか秘密保護法なくせとか、たくさんあります。

都政についてはあまり考えたことがありませんでした。でもよく考えてみると、私の望みは色々あります。ぼんやり思ったことを慌ててまとめてみました。

その1 ぜん息患者への医療費助成の継続を

東京都大気汚染公害裁判の和解に基づいて、元被告の国・東京都・自動車メーカー7社・首都高速道路株式会社が200億円の財源を拠出して、都内のぜん息患者の医療費は無料となっています。実は私の妻もぜん息もちで、この制度の恩恵にあずかっています。以前なら毎月1万円程度の医療費がかかっていたのが現在は無料ということで、非常に助かっています。

ところが都は昨年から、条例にある「5年の見直し」条項をもとに、制度見直しを行っています。具体的には、患者の2割負担が導入されようとしています。なお各区、地域の40を超える医師会もこれには反対の声を上げています。

私は、現行制度は維持してもらい、負担増は絶対に阻止したいと思っています。

その2 園庭のある認可保育園を増やして

私には認可保育園に通っている息子がいます。やっぱり園庭で伸び伸びと遊べるのはいいことです。日ごろの外遊びだけでなく、運動会、焼き芋、プール、様々な行事もあります。柵に囲まれて安全を確保された空間で、不審者や車などの危険を気にしないで遊べるというのが大切です。

他方、周囲の保育所は、ビルの一室だったり、認可園であってもマンションの1階だったりして園庭がないところもあります。近くの公園か、マンションの広場などで外遊びをするのですが、柵がないので、保育士も見ているのが大変です。

保育園の待機児童は、東京だけで8117人（厚労省の統計、平成25年4月1日現在）いることが大きな問題になっていますが、都はわざわざ認証保育所という独自の制度をつくって保育基準を下げています。土地も財政も豊かなのに保育基準を下げるなんて理解できません。行政側の論理として、「費用かけないでスピードアップか、それとも好条件かをギリギリのところを選択している」といったものがありますが、二者択一ではなく、どちらも可能にして欲しいと思います。所有地を使うことで費用はかからないし、土地さえ確保できればスピードもあまりかからないのではないのでしょうか。要は、大切なことを実現するために取り除くべき障害は何なのか、やる気だと思ふのです。

たくさん子どもたちが伸び伸びと遊べる園庭のある保育園でストレスなく成長することは、我が子を守ることにもつながることだと思いますので、ぜひとも園庭のある認可園を増設して欲しいです。

その3 ホットスポットを継続的に調査して

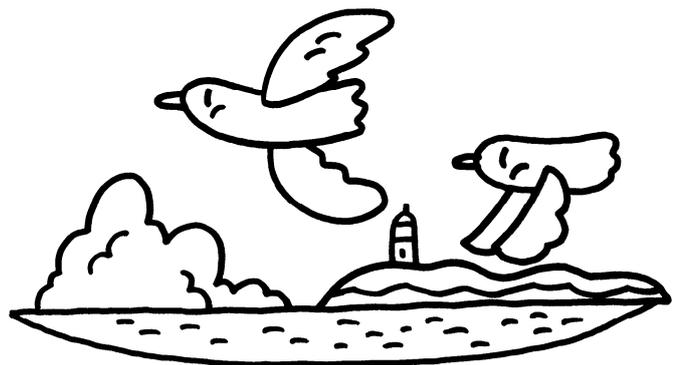
東日本大震災と福島第一原発事故からもうすぐ3年になろうとしています。

都は、都内各所の放射能汚染を調査しましたが、共産党の都議団が独自に調査した結果を公表してから重い腰を上げたもので、事故後ずいぶん経ってからだったと記憶しています。

その後、セシウム134は3年で半減期を迎えること、雨や風、河川の流れ、魚など生物の移動等の影響もありますので、汚染地域と線量がどのように変化しているのかを継続的に調査することが必要だと思います。東京湾内の調査は必須です。

食物の汚染は現在、検出限界値以下のものが多いようですが、1年間、または数年のトータルでどの程度の内部被ばく量になるのかを調査し、子どもの健康調査もして欲しいと思っています。

都政には、子どもをもつ親のこういった不安に対して、手を差し伸べる姿勢が欲しいものです。



「外環の2」訴訟～ 住民を無視して計画を強引に進める東京都～

東京合同法律事務所 久保田 明人

1 「外環の2」都市計画と「外環の2」訴訟

「外環の2」都市計画は、「外環本線」の高架が作られることを前提として、その高架下部分を有効利用すべく計画された地上部道路である。「外環の2」訴訟は、東京都により高架式「外環本線」が地下式へ変更決定されたにも関わらず存続する「外環の2」計画に対し、計画区域内に居住していた故上田誠吉弁護士が「外環の2」都市計画決定の無効確認等を求めて、2008年10月に東京都を被告として東京地方裁判所に提訴したものである。

「外環の2」都市計画地域は、成熟した閑静な住宅街である。長年放置されたすえに高架式「外環本線」という存在意義を失った「外環の2」計画により、その住宅街を破壊し、住民の生活や人生を踏みにじることは到底許されない。

2 住民を蔑ろにしてきた東京都

東京都は、これまでに地域住民の声をさんざん蔑ろにしてきた。

東京都は、「外環本線」都市計画に関し、住民からの意見を聴取する手続としてパブリック・インボルブメント（PI）を実施してきた。PIは、住民からの意見を計画に反映させることが手続の目的であり、「外環本線」のPIでは同一空間の「外環の2」も含めて検討対象とされていた。しかし、東京都はPIプロセスを事実上無視する形で「外環の2」都市計画の検討を独自基準に沿って進めるに至っている。また、その後の「外環の2」計画をめぐる意見聴取プロセスに関しても、やはりプロセスを考慮しない独断的な手続を実施してきた。

このような、東京都の住民を無視する手続進行が沿線住民の不信感を強める結果になっている。

また、訴訟に係属しているなか、2012年9月、「外環本線」に着工され、また、「外環の2」の一部が事業認可された。東京都は、訴訟や住民の反対の声を全く無視して、手続を強硬に進めており、このような東京都の姿勢自体が大きな問題である。

3 必要性も合理性もない計画を強引に進める東京都

「外環の2」は、1966年の決定においては、高架式「外環本線」計画の存在が重要な基礎事実だった。しかし、「外環本線」の地下化により、高架式「外環本線」という「外環の2」計画の重要な基礎事実は喪失しており、「外環の2」は当初の目的を既に失っているのである。

また、「外環の2」と「外環本線」は、同一主体による同一空間における都市計画決定であって、各計画は一体的総合的に定めることが都市計画法上求められる。「外環本線」が『住民への影響を少なくするために』地下式へ変更された以上、それに反する住民の立ち退きを求めることとなる「外環の2」を存続するのは都市計画相互において矛盾している。

さらに、「外環の2」計画の1966年決定時は、「外環本線」とあわせて費用対効果を考えることにより東京都としてはその有用性が考えられていたようであるが、「外環本線」が地下化し、また、人口減少、自動車社会見直し等の状況にある現時点において、「外環の2」は費用に見合う効果はお

よそ認められず、明らかに費用対効果が認められない。

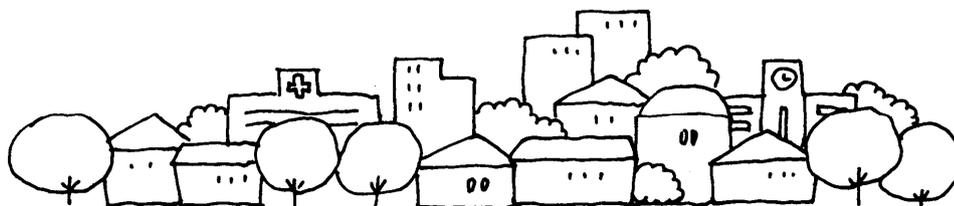
東京都の調査においても今後は人口が減少による交通量の減少が見込まれ、都内においてこれまでの火災件数が他地域よりも少ない「外環の2」都市計画区域において、防災上観光地帯を造るという理由で幹線道路を造成する必要も見いだせない。

このように、必要性も合理性もない「外環の2」都市計画を、東京都は、上記の点を何の考慮もすることなく強引に押し進めようとしているのである。

4 住民の生活を破壊する無駄な計画を即刻廃止すべき

2008年に提起した訴訟において、必要性も合理性もない計画は即刻廃止すべきこと、住民の意見を聞くべきことを再三訴えていたにもかかわらず、東京都はその主張を無視し、2012年9月27日、突如として、外環の2計画の一部区間につき、事業認可申請を行って認可を取得し、その旨を告示した。このことによって、東京都の住民無視、無駄な公共事業を強引に進める姿勢は極まったといえる。

東京都は、長年にわたり、住民に対して、正当性も必要性もない計画により都市計画法上の権利制限を受けさせ、これまで築き上げてきた生活の場から立ち退きを迫ろうとし、その上、住民の計画反対の声を無視し、必要性も合理性もない無駄な公共事業を押し進めようとしており、これ以上住民を苦しめることは許されない。東京都は住民の意思に反する、住民を苦しめる「外環の2」都市計画を廃止すべきである。



ぜん息患者の医療費救済制度の打ち切りは許さない

東京東部法律事務所 大江 京子

1 大気汚染公害裁判で患者が勝ち取った医療費救済制度

東京都は、12月5日の都議会本会議において、ぜんそく患者の医療費助成制度を見直す方針を明らかにした。2015年3月末をもって新規認定を打ち切り、すでに認定を受けている患者についても、2018年度以降、全額医療費助成から2割の自己負担を導入するという内容だ。

歴史的には、政府と財界が「公害はもう終わった」として、1987年9月健康被害補償法の改悪を断行し、1988年3月より全国41地域の大气汚染公害指定地域を解除して公害患者の新規認定は打ち切った中、「公害は終わっていない」と患者が立ち上がり、自動車排ガス公害により増え続ける未認定患者の救済制度の設立を求めて提起したのが東京大気汚染公害裁判であった。東京都のぜんそく医療費助成制度は、ぜんそく患者らが11年間に及ぶ命を賭けた闘いの末に、被告国、東京都、首都高速会社（旧公団）、トヨタらの自動車メーカー7社に財源を拠出させて、東京都に居住するすべてのぜんそく患者の医療費を無償とする制度（東京都条例）として勝ち取った制度である。

2 東京都の制度打ち切りには一片の道理もない

この制度は、2008年8月の施行以来現在までに7万7000人以上が認定を受けて利用している。認定患者は今も増え続けている。患者たちからは、制度ができて経済的な理由で治療を諦めなくてもよくなった、生きる希望が持てるようになったなどの声が多数寄せられている。

東京都は、新規認定の打ち切りと2割負担の導入の理由として、財源上の問題、大気汚染の改善などを挙げている。しかし、現在の東京の大気汚染状況は、けっして改善されたとはいえず、特にPM2.5による健康影響が大きな脅威となっている。また、東京都に財源がないというのはまやかしいこととは誰もが知っている。例えば環境破壊の無断なオリンピック関連施設には莫大な予算を投じて、病人や高齢者、障害者、生活困窮者などのために使う財源はないとする政策をとっているというだけのことだ。東京都は、公害裁判で敗訴した被告としての責任も投げ出し、かつて国と財界が一体となって「公害は終わった」などとして公健法を改悪し患者を切り捨てた過ちを今再び繰り返そうとしている。

3 環境と少数者の人権を守る都政への転換を

大企業＝無国籍企業とその利潤追求により恩恵を受ける世界のほんの一握りの超富裕層（投資家）のために、都民の血税を惜しげもなく差し出し、都民の生活と人間の尊厳をとことん破壊するような都政はもういい加減変えなくてはならない。都民の命と健康と生活を守り、きれいな空気を東京に戻し、環境を守り、子供や高齢者、病気や障害を持った弱い人を大切にす都政への転換を強く望む。

スーパー堤防事業に対するスーパー無駄な補助金支出

東京東部法律事務所 杉田 敬光

スーパー堤防事業とは、200年に1度の洪水に耐えられるよう、堤防の幅を堤防の高さの30倍（200～300メートル）に広げるという事業です。同事業は、1987年から始まり、首都圏と近畿圏の6水系873キロメートルを整備する計画でした。同計画が完了するまでには約400年、総事業費12兆円もかかるとされています。また、スーパー堤防はすべての堤防が完成して初めてその効果を発揮するものとされており、一方で盛土することの危険性も指摘されています。そのため、2010年10月の事業仕分けでは無駄な公共事業として「廃止」の判定ができました。このような現実味のない事業に多額の公費を投入することの不合理性は、当時事業仕分けを行った民主党政権のみならず誰の目にも明らかでした。

しかし、当時の事業仕分けの結果にかかわらず、現在も江戸川区では、スーパー堤防事業（北小岩一丁目東部土地区画整理事業）が着々と進行しており、計画によれば、東京都はそれに対して約5億円もの多額の補助金の投入を予定しています。

江戸川区スーパー堤防事業の特徴は、「まちづくり整備事業」（土地区画整理事業）との一体施工を基本としていることです。しかし、スーパー堤防との一体施工とされているが故に、対象区域の住民すべてが、事業が完了するまでの3～5年間、他の場所で仮住まいをします。そしてスーパー堤防のための盛り土と宅地造成が終了してから、スーパー堤防の上に新居を建てて戻ることになります。

強制的に2度の移転を迫られる住民の負担は計り知れないものがあります。また、同地域に多く住む高齢者の方々にとっては、長年住み、終の棲家と決めた土地と家を離れ、戻れるかどうか分からない状態で仮住まい生活を強いられることとなり、その精神的な苦痛は極めて大きいものです。

2011年11月11日、上記土地区画整理事業対象地域の住民による原告団と東京東部法律事務所の弁護士を中心とした弁護団は、北小岩一丁目東部土地区画整理事業決定取消訴訟を東京地方裁判所に提起しました。2013年12月12日の第一審判決では、残念ながら請求棄却の判決がなされましたが、現在も控訴審が係属中であり、原告団及び弁護団は、スーパー堤防事業と一体で進められる本件土地区画整理事業の違法性を強く主張しています。

東京都は、スーパー堤防などという明らかに無駄であり住民の負担ばかりを増す事業に多額の補助金を支出する前に、やるべきことはいくらかもあるはずですが、原告団及び弁護団は、本件土地区画整理事業決定取消訴訟での闘いを通じて、江戸川区のみならず無駄な事業に多額の補助金を投入する東京都の姿勢を糾弾していきたいと思えます。是非継続したご支援をお願い致します。

以上

「ブラック企業撲滅めざして都政に望むこと」

東京南部法律事務所 竹村 和也

いま、若者を使い捨てにするブラック企業が社会問題となっています。若者を使い捨てすることに賛成する人などいません。国も、「若者の『使い捨て』が疑われる企業等」への対策として、無料電話相談や一斉調査及び重点監督などを行ってきました。しかし、ブラック企業を撲滅させるためには、このような取組みだけでは不十分です。長時間労働を規制することは勿論、ブラック企業への就職を防ぐための法規制（たとえば求人票への離職率明記の強制）、若年労働者の権利意識を向上させるためのワークルール教育などが必要なのです。また、そもそもブラック企業が跋扈している原因には、非正規雇用の拡大をはじめとする雇用の不安定化があります。逆に言えば、雇用の安定化によって、ブラック企業問題の根本的解決につながるはずですが、政府は、「世界で一番企業が活動しやすい国」にするために、外国企業を優遇する国家戦略特別区域法を成立させ、さらに派遣法の規制緩和、解雇規制の緩和、労働時間規制の緩和を目指しています。これでは、雇用の不安定化がますます進み、ブラック企業問題は深刻化してしまいます。

言うまでもないことですが、東京都では、多くの若者が就労しています。都政には、若者の雇用を安定化させ、彼らを使い捨てにされない取り組みが期待されます。ブラック企業を問題視するのは当たり前です。求められるのは、具体的にどのような取り組みをするのか、ということでしょう。たとえば、非正規雇用の正規化促進、監督強化のための労働相談窓口の拡充、ワークルール教育の促進などはすぐにできるはずですが、また、国が進めようとする労働時間規制の緩和に対しては、反対に条例によって都独自の規制強化をしてはどうでしょうか。解雇規制の緩和に対しても、雇用の不安定化・若者使い捨ての深刻化を導くものであるとして、絶対反対の立場を表明していただきたいと思います。首都の長が反対することの国政に対するインパクトは大きいはずですが、大企業の利益を優先する国家戦略特区の指定を受入れ、企業利益優先の規制緩和を進めることも言語道断です。大企業ではなく、働く人のための都にしていただきたい。

若者が希望をもって働くことができなければ、首都である東京、ひいてはこの国の未来はありません。東京都知事には、東京都を「世界一企業が働きやすい」都市ではなく、「世界一労働者が働きやすい」都市にしていただきたいと思います。

新人紹介

三多摩法律事務所 佐藤 宙

「弁護士という社会的身分に価値があるのではない。どのような弁護士になるかがその人の価値を決める。価値のある弁護士になれ！」

これは、中学校を卒業するとき、漠然と弁護士になりたいと思っていた私に、恩師が激励の言葉として送ってくれた言葉です。当時の私には、まだこの言葉の重みを量ることはとても無理なことであったと思います。

高校生になり、授業の一環で、弁護士事務所を訪問することがありました。その事務所や弁護士の雰囲気はとても質素なもので、当時私がイメージする弁護士像とは大きく異なっていました。その弁護士は、私に「弁護士は人の力になれる職業。大変だがやりがいがある仕事です。」と言ってくれました。将来、困っている人の力になる職業に就きたいと考えていた私は、その言葉を聞いて、自分にピッタリな職業であると思い、弁護士になろうと決意しました。

18歳の春、私は大学の法学部に入学し、憲法と出会いました。国家権力から国民を守り、国民一人ひとりを大切にするという憲法のあり方、そしてそのスケールの大きさ。憲法との出会いは私に大きな衝撃と感動をもたらしました。その後も、私は憲法ゼミに入り、憲法の研究を続けました。その中で、この国の政府により憲法がないがしろにされてきたこと、それを追認するような裁判所の判決がいくつも出されたことを学びました。そして、それらの事件には、苦しみ涙を流したたくさんの人々と、彼らに寄り添い、共に闘ってきた弁護士の姿があるということも学びました。当時、憲法の魅力にすっかりとりつかれていた私は、自分も憲法を守り、人々に寄り添い共に闘っていく弁護士になりたい、そう思うようになりました。

幸いにして、私は司法試験に合格し、司法修習生になりました。司法修習では、たくさんの弁護士を目にします。弁護士と一口には言いますが、やっていることは人により千差万別です。司法修習生は、自分のなりたい弁護士はどんな弁護士か、という問いに否が応でも直面します。「憲法を生かし、困っている人々に寄り添い共に闘う弁護士」、これが弁護士になった今も変わらない私の答えです。

第二次安倍内閣が発足し早一年。いよいよ本格的に人々にとって生き辛い社会になってきました。これは決して自然現象ではなく、明確な政府の意図な政策の結果です。毎日生きる希望が持てず、辛い日々、不安な日々を暮らしている人々はたくさんいると思います。

私は、この時代に弁護士になった者として、人々が生活しやすく、安心して過ごせる社会を実現するために何ができるのかを日々自問自答しながら、価値のある弁護士になれるよう、がんばっていきたいと思います。

「弁護士という社会的身分に価値があるのではない。どのような弁護士になるかがその人の価値を決める。価値のある弁護士になれ！」私も今年で27歳。この言葉を聞いてから12年が経ちます。少しだけ大人になった私には、やっこの言葉の意味の重さがわかってきた気がします。

第 42 回支部総会のご案内

事務局長 齊藤 園生

第 42 回の支部総会が開かれます。1 日目の記念講演は、学習院大学の青井未帆教授にお願いしました。秘密保護法反対運動でも積極的に発言され、今最も脂ののっている憲法研究者です。2 日目は憲法、労働など各分野ごとに各事務所の運動についても積極的に議論をお願いします。各事務所、弁護士も事務局も是非多数の参加をお願いします。特に 6 6 期の新人は必ず出席できるよう、各事務所ご協力ください。最終締め切りは 2 月 12 日です。

*日時	2月21日	13時より～22日	13時まで
*内容	1日目	記念講演 青井未帆	学習院大学法科大学院教授 「安倍政権の改憲策動の現段階」(仮題)
	2日目	各課題についての討論	
*場所	KKRホテル熱海		



1 月幹事会議事録

1 情勢について

・名護市長選について。票数に差が開いた。500億円の基金のばらまきはあまりにも露骨な利益誘導。公明党が自主投票した。これはかなり影響があった。今年11月の知事選もきちんとした候補を出して戦えば勝てるかもしれない。辺野古は単なる飛行場ではダメ。海上から揚陸できて、水陸両用。最先端の基地になる。

2 都知事選の取り組み

・脱原発候補を統一すべきと言う意見があるが、原発だけで選ぶわけにはいかない。少なくとも国家戦略特区活用などと掲げるのはいかがか。

当面は飯田橋レインボーホールを成功裏に。事務所として支持決定を。電話による支持のお願い。ネット選挙が解禁されているので、ネット選挙でやっ払いこう。かんぱも、弁護士、事務所、周りにも広げていく。

3 改憲策動、秘密保護法等

・秘密保護法廃止の動きが強まっている。24日にはヒューマンチェーンの動きがある。共産党も廃止法案、民主党も。全国的に動いている。秘密保護法をつなげて、次なる改憲策動とどう撃退するかが課題。秘密保護法はシングルイシュー、これを改憲策動とどうつなげるか？

若手は集团的自衛権に特化したリーフレットづくりをする。いま起こっている動きが9条の改憲に結びついているという地図をつくろうと考えている。特定秘密保護法に関し、企業側も参加する講演の依頼が来ている。企業は人事体制を再構築する必要があるのではないか？従業員の仕分け、持っている情報の再整理。企業がやっている商売は、秘密に指定されるか。子会社関係はどうか。企業はどういう問題関心なのか探る必要。

4 労働、貧困、消費税、TPP問題。

・労働関係は、昨年内に答申案をとりまとめできなかった。拙速とりまとめやめてほしいと申し入れ。派遣法については情勢は危険。特区法、競争力強化法が通った。後者の付則、有期派遣10年に延長について定め、改正案が通常国会にでる。解雇特区はなくなったが、有期雇用の付則が盛り込まれた。特区で先行的に、派遣と無期転換への延長をやり、全国へ。いろんなことがありすぎて、どういうふうに有機的に関連しているのかわかりにくい。組合がどうやって訴えていったらいいかわからない。2月10日に労働法制改悪への戦いについて議論する。貧困関係は生活保護基準の切り下げの戦いのための準備会の準備会。

5 震災原発

訴訟は原告が増え続けている。

6 教育問題、オリンピック問題、都政問題

・はだしのゲン、撤去、維持の両方の請願、両方とも却下。都教委は現場の判断を尊重した形をとったが、その内容は副教材は現場の判断ではないといった。

・20年オリンピックパラリンピックを考える都政の会、略称、オリパラの会となった。新日本スポーツ連盟の集会ではオリンピックの機会だからこそ、スポーツが人権という考えから、スポーツをする場をこの際につくってはどうかという話がでた。

7 団本部事務所移転

目標を超過達成。ありがとうございます

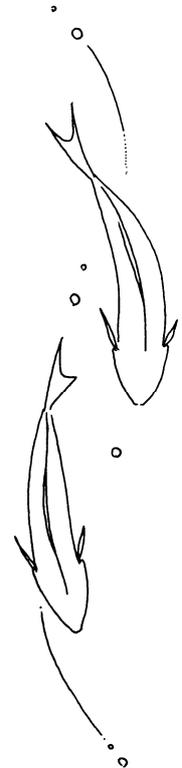
8 支部総会

進行を確認



日誌 1月9日～年2月7日

- 1月 9日 団事務局会議
- 10日 将来・若手プロジェクト首都圏会合
- 14日 団改憲対策本部
- 15日 支部事務局会議
- 16日 団選挙問題委員会／団市民問題委員会
- 17日 団秘密保護法P T
- 18日 団貧困問題委員会／団常任幹事会／団労働問題委員会
- 21日 団教育問題委員会
- 22日 支部幹事会／団広報問題委員会
- 23日 団将来問題委員会／団国際問題委員会／T P P ・ P T
- 2月 3日 団秘密保全法P T／団改憲問題委員会
- 5日 支部幹事会／団原発問題委員会
- 6日 団選挙問題委員会／団給費生問題委員会／
- 7日 支部事務局会議



全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特徴 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種級別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

満年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

<保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

満年齢	支払対象外期間	対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
		372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
25歳～29歳		993	875	949	843
30歳～34歳		1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳		1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳		2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳		3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳		4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳		6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳		6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL: 03 (3405) 8661

<引受保険会社>

株式会社損害保険ジャパン

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL: 03 (3231) 4111